

《医療保険利用者：料金表》

【基本療養費】

看護師・療法士	3日まで	5,500円
	4日以降	6,500円

【管理療養費】

月初め	7,670円
2日以降（※1）	3,000円
2日以降（※1に該当しない場合）	2,500円

※1：特掲診療料の施設基準等別表第七・第八に掲げる疾病等の訪問実績が相当数ある場合

【加算】

加算名称	料金	加算内容
難病等複数回訪問加算 2回/3回	4,500円/8,000円	同日に訪問を行なった場合
複数名訪問加算（週1回）	4,500円	必要な利用者に、同時に看護師等による指定訪問看護実施した場合
長時間訪問看護加算	5,200円	長時間にわたる指定訪問看護を行なった場合 （1回/週まで）
乳幼児加算	1,500円	6歳未満の利用者に対し、指定訪問看護を実施した場合
退院時共同指導加算	8,000円	入院又は入所中、退院（所）後に指定訪問看護を受けようとする利用者または家族に入院（所）施設と共同で退院指導を行い内容を書面等で提供した場合
退院時支援指導加算 90分未満/90分以上	90分未満：6,000円 90分以上：8,400円	退院日に療養上の退院支援が必要な利用者へ指導を行なった場合（退院日の訪問が90分以上の場合又は複数回の支援の合計が90分を超えた場合）
在宅患者連携指導加算	3,000円	利用者または家族の同意を得て保険医療機関と文書等で情報共有を行い、療養上必要な指導を行なった場合
在宅患者緊急等カンファレンス加算	2,000円	利用者の急変や診療方針の変更に伴い保険医の求めにより開催されたカンファレンスへ参加し共同で指導を行なった場合
訪問看護情報提供療養費	1,500円	市町村・学校・保険医療機関等に関して利用者の同意を得て指定訪問看護に関する情報を提供した場合
DX情報活用加算（1回/月）	50円	電子資格確認を行う体制を有しており活用している場合
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）	750円	医療に従事する職員の賃金の改善を図る体制にある場合
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）	10～500円	上記（Ⅰ）に加えて算定（利用者様の人数によって変化あり）

【料金例】

《月1回利用》

基本療養費 5500 円+管理療養費 7670 円=13170 円

名称	単価	回数	合計金額	総合計金額	1割	2割	3割
基本療養費	5,550	1	5,550	13,220	1,320	2,640	3,970
管理療養費	7,670	1	7,670				

*利用者負担額 10 円未満四捨五入

*上記料金に加算料金・ベースアップ評価料金が追加されます

《月4回利用：週1回利用》

名称	単価	回数	合計金額	総合計金額	1割	2割	3割
基本療養費	5,550	4	22,200	38,870	3,890	7,770	11,660
管理療養費（初回）	7,670	1	7,670				
管理療養費 （2回目以降）	3,000	3	9,000				

*利用者負担額 10 円未満四捨五入

*上記料金に加算料金・ベースアップ評価料金が追加されます

《月8回：週2回利用》

名称	単価	回数	合計金額	総合計金額	1割	2割	3割
基本療養費	5,550	8	44,400	73,070	7,310	14,610	21,920
管理療養費（初回）	7,670	1	7,670				
管理療養費 （2回目以降）	3,000	7	21,000				

*利用者負担額 10 円未満四捨五入

*上記料金に加算料金・ベースアップ評価料金が追加されます